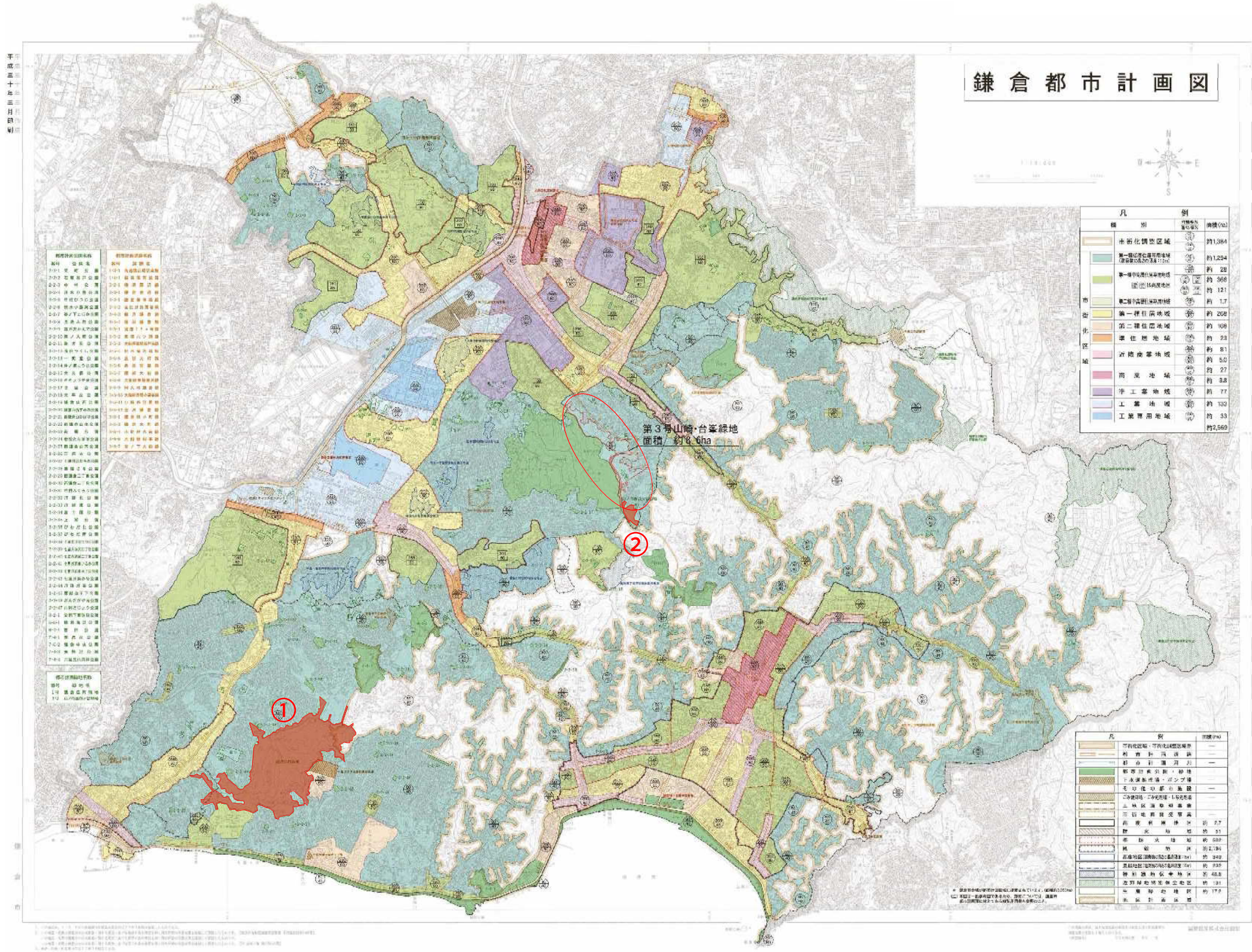


(仮称) 山崎・台峯緑地に係る都市計画緑地の変更について



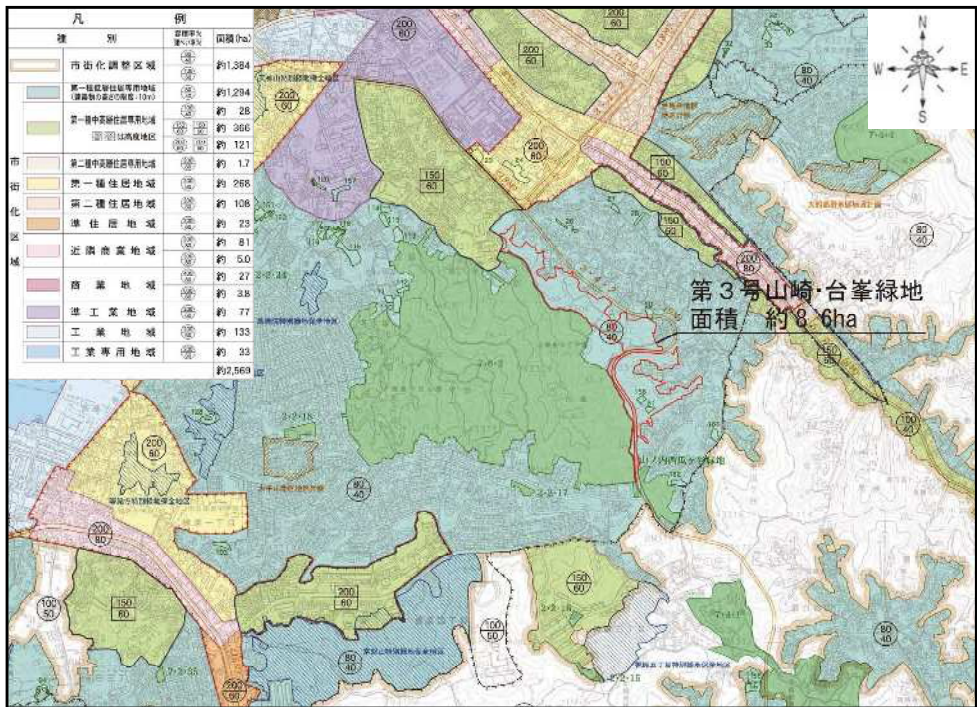
No	告示番号 決定年月日	名称	面積 (ha)	備考
①	神奈川県告示第420号 平成17年6月28日	第1号 鎌倉広町緑地	約 48.1 ha	
②	鎌倉市告示第69号 平成21年12月16日	第2号 山ノ内西瓜ヶ谷緑地	約 1.4 ha	

都市計画法
発令：昭和43年6月15日号外法律第100号
最終改正：平成30年4月25日号外法律第22号
改正内容：平成30年4月25日号外法律第22号(平成30年7月15日)

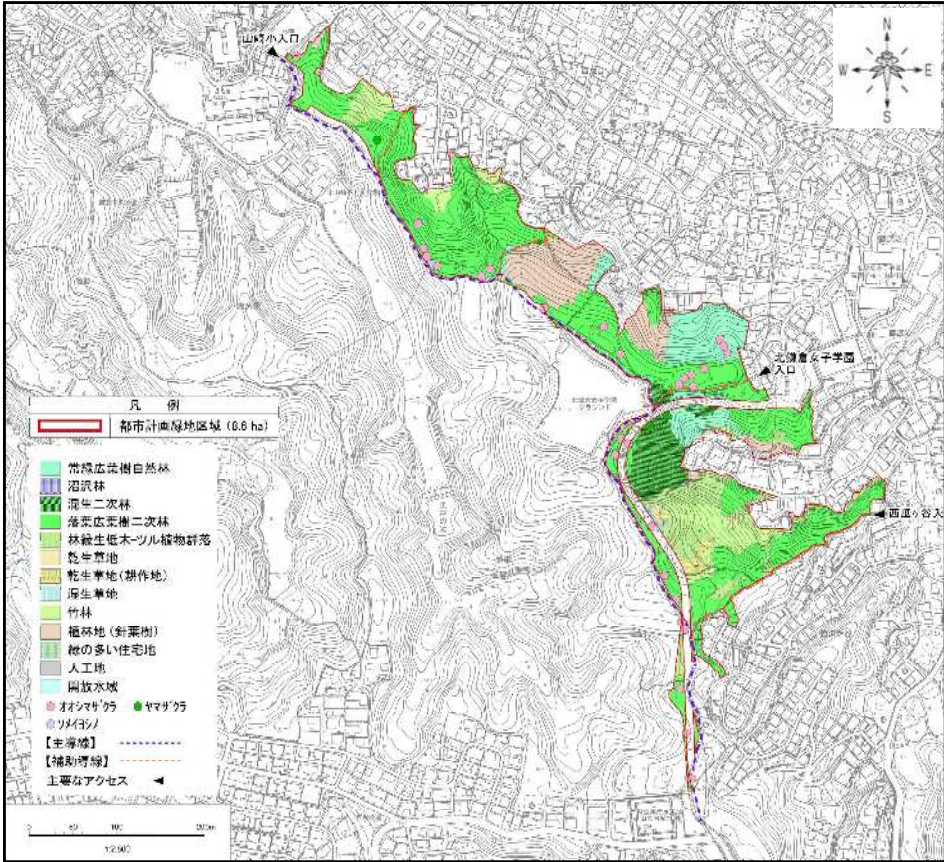
(都市施設)
第十一条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる。

一 道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設
二 公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地

総括図（抜粋）



計画平面図（抜粋）



計 画 書

鎌倉都市計画緑地の変更（鎌倉市決定）

都市緑地に第3号山崎・台峯緑地を次のように追加する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番 号	緑 地 名			
3	山崎・台峯緑地	鎌倉市山崎字台峯、台字西之台、山ノ内字藤源治及び字西瓜ケ谷	約 8.6ha	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由 書

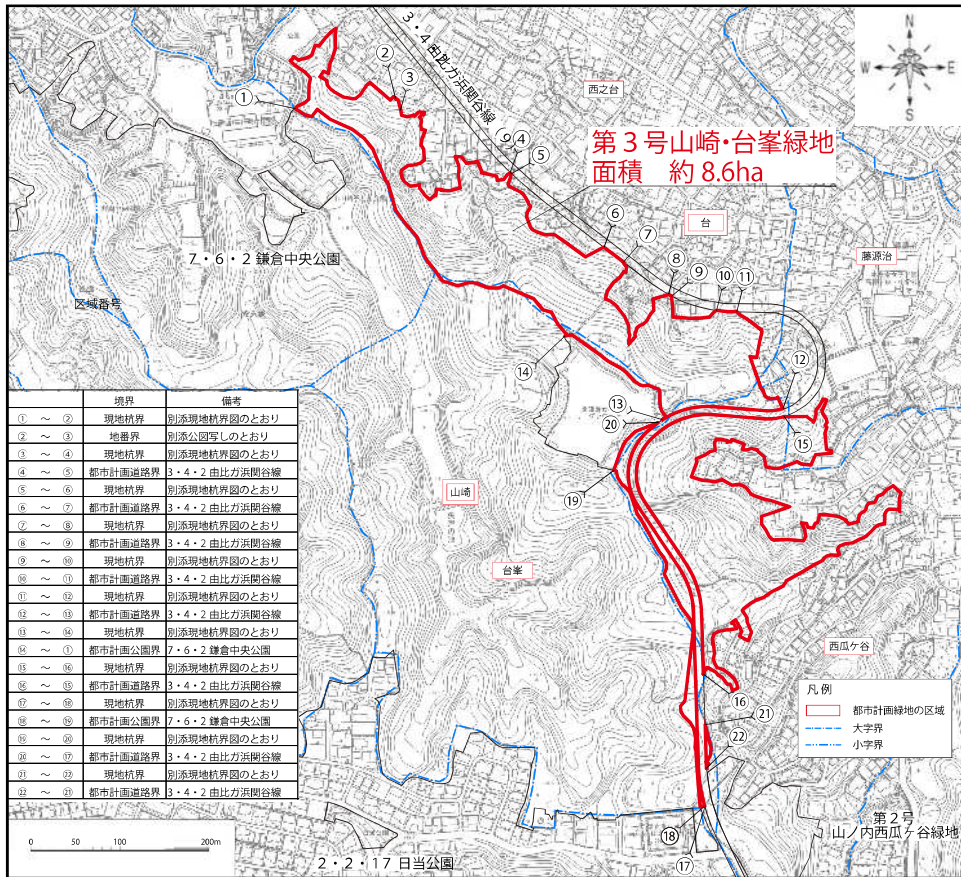
鎌倉市は、三浦半島の基部に位置し南は相模湾に面し、地形は、三浦層群からなる小山と海拔 50～150m 前後の丘陵からなり、風致に恵まれた緑豊かな自然環境を形成しており、「古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち」の実現に向け、「くらしに自然・歴史・文化がいきる古都鎌倉」を基本理念としています。

本計画地は、鎌倉市の中心部に位置し、周囲の緑地や都市公園等との緑のネットワークを形成するとともに、都市の自然的環境を保全し、景観を維持向上させる機能を有する貴重な樹林地となっています。

鎌倉市都市マスタープランでは、緑の保全を市の重要施策のひとつとし、鎌倉市緑の基本計画に基づき、多様な主体の協働により、多面的な機能を有する質の高い緑の資源を保全・整備・創造し、管理・運営することとしています。また、緑の基本計画において、本計画地は都市緑地としての整備に向けた取り組みを推進することとしています。

このことから、本案のとおり都市計画緑地に第 3 号山崎・台峯緑地を追加し、本市の良好な自然的環境の保全を図るものです。

計画図（抜粋）



航空写真

